## いじめを防止するために

　平成23（2011）年10月、滋賀県大津市で中学２年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化しました。こうした中、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25（2013）年９月に施行されました。

　大阪府では、この法律を受け、平成26（2014）年４月に「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針は、府、学校の設置者及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。

　この方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでいます。

　また、この法律に基づき、府立学校、教育委員会、知事部局、大阪府警察本部及び大阪法務局の関係課により構成する「大阪府いじめ問題対策関係機関会議」を設置し、「大阪府いじめ防止基本方針」に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行っています。

　携帯電話等を利用したいじめ等について、大阪府では、平成20（2008）年に行った「携帯電話利用に関する実態調査」の結果を踏まえ、「７つの提言」をまとめました。そして、提言を基に、平成21（2009）年に「携帯・ネットいじめ等への対処方法プログラム」を作成するとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用しています。

　平成23（2011）年には再度「実態調査」を実施し、「家族で話し合いをする基本ルール」を示す等、「新たな７つの提言」をまとめました。平成24（2012）年には、スマートフォンに関わる新たな課題や有効な研修のあり方等をまとめた「対処方法プログラム（追加資料）」を作成し、年度ごとに資料の見直し・修正を行っています。さらに、平成27（2015）年には、携帯電話やスマートフォンの危険性についてまとめた「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を作成し、小中学校に周知しています。

　また、大阪府教育庁では、登下校中の児童・生徒の安全確保のために携帯電話の所持を一部解除する方針を示し、令和元（2019）年には「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインでは、携帯電話の所持に関する保護者の責任とともに、携帯電話との向き合い方について、学校でも積極的に指導していくことを明記し、具体的な指導例を示しています。

　加えて、令和元（2019）年６月には、いじめに対して学校が組織的に対応できるよう「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、日頃よりいじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職や教職員の理解が深まるよう活用を促しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | R03年度 | R04年度  | R05年度 |
| 小学校 | 45,801 | 55,310 | 57,464 |
| 中学校 | 7,137 | 9,237 | 10,334 |

■学校におけるいじめの府内認知件数（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
|  | 府内 | 全国公立 | 府内 | 全国公立 | 府内 | 全国公立 |
| 小学校 | 86.1％ | 80.4％ | 79.9％ | 77.2％ | 81.4％ | 77.7％ |
| 中学校 | 77.1％ | 78.9％ | 76.2％ | 75.9％ | 75.4％ | 75.9％ |

■いじめの解消率（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

## 子どもを性犯罪から守るために

　大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪に遭わない、加害者を生み出さない社会の実現をめざし、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を平成24（2012）年10月に施行しました。この条例では、子どもに不安を与える行為等を規制しているほか、子どもに対する性犯罪を犯して刑期を満了した人への社会復帰支援を行うことなどが定められています。

## 学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」

　学校において、児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び、体罰、児童・生徒間のいじめ等）が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図るためのシステムです。対象校は、府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校です。詳しくは、リーフレットをご覧ください。

　→子どもを守る被害者救済システム（令和元（2019）年12月改定版）





大阪府　被害者救済システム　検索

## 子どもの貧困対策

　子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。大阪府では、平成27（2015）年3月に「大阪府子ども総合計画」の事業計画として、同法に基づく「子どもの貧困対策計画」を策定し、行政のみならず、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んできました。

　現在、日本の子どもの貧困率（※）は11.5％（令和３（2021）年）となっています。とりわけ、ひとり親家庭では44.5％と依然として高い水準となっています。

　令和５（2023）年12月に策定されたこども大綱では、子どもの貧困対策がライフステージを通した重要事項の一つとして位置づけられ、現在、そして将来の貧困を解消するため、経済的支援や教育支援、就労支援等を進めていくと示されました。また、令和6（2024）年6月には、このこども大綱を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名の変更や、解消すべき子どもの貧困を、法律の「目的」や「基本理念」に明記するなどの改正法が公布されています。

　大阪府では、令和７（2025）年３月に、これらを踏まえた第三次子どもの貧困対策計画（大阪府子ども計画に包含）を策定し、経済的支援や教育支援などの総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいます。

　また、子どもの貧困対策を社会全体で進めるという機運を高めるとともに、善意の受け皿として創設した「子ども輝く未来基金（平成30（2018）年創設）」を活用した、子ども食堂等における学習教材の購入支援や、ひとり親家庭の子どもに対する自転車、学習用品、スポーツ用品等の提供なども、引き続き取り組んでいます。

　こどもの貧困は行政のみならず、学校、地域や民間支援機関等とも連携しながら、社会全体で取り組んでいくことが重要です。国や市町村、民間の企業や団体等との連携・協働により、子どもの貧困対策を一層推進していきます。

※貧困率とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）を下回る人の割合のことをいい、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合をさします。

**〈法務省　こどもの人権110番〉**

「いじめ」、虐待など、こどもの人権問題に関する専用相談電話です。

●電話番号：0120－007－110（全国共通・通話無料）

●受付時間：平日８時30分から17時15分

　インターネットでの相談も受け付けています。詳しくは

こどもの人権110番　検索

